

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は17人で定足数に達しております。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番 垣内君、9番 石橋君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（小林 弘君）日程第2 一般質問を行います。

順番8、10番 土井君。

〔10番（土井裕美子君）登壇〕

○10番（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。

今日は寝不足の方も何人かいらっしゃると思いますけれども、なかなかベスト8には進めなくて、日本サッカー選手たちも大変善戦しましたけれども、残念でしたね。また次回、若い力に期待をして、新しいステージに臨んでいってくれることを期待したいと思います。

それでは、ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、2項目の質問をさせていただきます。

まず一つ目は、ひきこもり支援の委託についてです。

橋本市におけるひきこもり支援は、民間の団体に対して補助金を交付し、ひきこもりステーション事業を行っていますが、現在、その補助金は人件費として使うことができず、活動メンバーの方々は全てボランティアとして活動を続けていただいている状況です。全国的に見てもひきこもり支援は大変重要な課題であり、本市においてもなかなか実態の把握はできていない現状があるものの、この問題をいつまでもボランティア活動に頼っていることには限界があると考えます。

また、和歌山県内の他の自治体の活動状況を見ましても、本市が直営事業として取組を進めていかないのであれば、一日も早く民間団体の力をお借りして市の委託事業としてひきこもり支援を進めていくべきと考え、質問をさせていただきます。

（1）本市の現状について。

（2）県内のひきこもり支援の民間委託の状況について。

（3）今後の方向性について。

次に、二つ目の質問は、公共機関や希望する事業所に筆談ボードの無料配布をです。

聴覚や発話に不安のある方に対して、情報保障やコミュニケーション支援が円滑に図られ、誰もが障がいの有無にかかわらず安心して暮らしていくことは、SDGsの観点からも大変重要であり、今回は多様なコミュニケーション手段の一つとして、市役所をはじめ、病院や公民館、事業所などへの筆談ボードの無料配布を提案したいと思います。

（1）本市では筆談ボードは何箇所にありますか。

(2) 今後の方向性についてお答えください。

以上、壇上からの私の1回目の質問といたします。明快なご答弁、よろしく願いをいたします。

○議長(小林 弘君) 10番 土井君の質問項目1、ひきこもり支援の委託に対する答弁を求めます。

副市長。

[副市長(小原秀紀君)登壇]

○副市長(小原秀紀君)おはようございます。

ひきこもり支援の委託についてお答えします。

まず一点目の本市の現状についてですが、ひきこもり支援は、福祉課が一次相談窓口となり、相談があった場合、ひきこもり状態にあるご本人の状況に合わせた支援内容を検討し、必要に応じて関係課、関係機関、専門職と連携しながら、生活支援や外出支援、就労支援などにつなげています。

さらに2カ月に1回、福祉課、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援員や就労支援員、NPO法人ひきこもり支援サークルとらいあんぐる、若者サポートステーション、With Youきのかわ、すてっぷぼーときのかわ、橋本保健所等、支援に関わる関係機関によるひきこもり者支援検討会実務者会議を開催し、それぞれの立場でどのような支援ができるかを考え情報交換を行うことで、連携のためのネットワークの構築やスキルアップを図っています。

普及啓発等の情報として、広報やホームページにより相談機関の情報提供、ひきこもり問題の啓発、講習会等に関する提供を行っています。

現在、本市ではひきこもり支援を行う民間団体であるNPO法人ひきこもり支援サークルとらいあんぐるに補助金を交付し、居場所

の提供や電話相談・訪問相談・就学や就労支援等、ひきこもりに関する支援を担っていただいているところです。

とらいあんぐるからは、活動メンバーが高齢化する一方、定年などにより退職した教職員の再雇用等により新たな活動メンバーが集まりにくく、今後、法人の事業継続が困難であると聞いており、対策が必要であると認識しています。

次に二点目の県内のひきこもり支援の民間委託の状況についてですが、県内では橋本市を含む27市町村がひきこもり支援団体による居場所を設置しており、このうち25市町村は委託、2市町は補助金交付となっています。

次に三点目の今後の方向性についてですが、8050問題など高齢の親とひきこもり状態にあるご本人の問題や、ひきこもりの世帯は多くの課題があり複合化していること、本人になかなか面会できないことなどの課題があり、長期的な支援や重層的支援、伴走型の支援が必要になってきています。

こうした状況を踏まえ、令和6年度からのひきこもり支援の民間団体への委託をめざし、橋本・伊都圏域での広域実施も視野に入れ、1市3町の福祉部局や県・保健所の担当と、本年7月から毎月協議を行っているところです。

○議長(小林 弘君) 10番 土井君、再質問ありますか。

10番 土井君。

○10番(土井裕美子君) このひきこもり支援については、今までにも先輩議員であるとか、それから同僚議員のほうが重要な課題であるということで、いろいろな方向性から何回にもわたり質問をされてまいりました。そのかきもありまして、団体への本市からの補助金額というのが年々増えました。少し安心していただるところなんです、壇上でも申し上げま

したように、令和4年3月に厚労省のほうから、ひきこもり支援推進事業における国庫補助金については民間団体の人件費には使ってはいけないという、使えないという通達が来てしまいました。という中で、これは一刻も早く何とか人件費として使えるようなお金が必要だなということで、そういう思いもあって今回はこの質問をさせていただきました。

ご答弁の中では、令和6年度からの委託をめざして、橋本・伊都圏域での広域実施もまた視野に入れながら、1市3町の福祉部局、そして県などと本年7月から毎月協議を行っているということですが、まだあと1年以上はあるんですね。その中で今よりもっと良い状況で委託をしていただきたいなというふうに感じますので、そしてまた今の現状というのも皆さま方に知ってほしいという観点から何点か質問をさせていただきたいと思えます。

まず、NPO法人のひきこもり支援サークルとらいあんぐるですが、皆さまもご存じのとおり平成17年から自主サークルとして活動していただいております。平成24年からは市の補助金として5万円がずっと出ておりました。平成30年までは5万円だったんですが、市長の思いもございまして、令和元年からは50万円の補助金、令和2年には70万円。このときに団体の運営補助金というものから市の施策推進補助金に変えていただいて、令和3年には110万円、令和4年には130万円という補助金を頂いております。しかしながら、壇上でも申し上げましたように、この130万円の中からは厚労省の通達により、人件費としては使ってはいけないということになってしまったわけでございます。

また、答弁にもあったんですけれども、和歌山県下で27の市町村がひきこもり支援団体による居場所を設置しておりますが、補助金

交付となっているのは二つの市町だけでございます。そのうちの一つが橋本市です。ほかは全て委託事業という形で、支援の居場所づくりをしていらっしゃる。橋本市以外で補助金交付となっているもう一つの町に関しては、その町が単独で人件費にも使えるような補助金を出しているということでございますので、そういう現状を皆さん方にぜひとも知っていただきたい。

委託に向けてしっかりと今、各課で調整をいただいていると思えますけれども、やっぱり長年にわたってひきこもり支援サークルのとらいあんぐるが培ってこられた人脈というか、今まである場所にずっと通われてきた利用者さんたちがいらっしゃいますので、できるだけあまり場所を変えたりとか、それから現場の担当者ころっと替わることがないようにという思いがございまして、その辺の配慮は十分にさせていただけるのかどうかというのをお答えいただけたらと思えます。それが一つ目の再質問でございます。

○議長（小林 弘君）福祉課長。

○福祉課長（寺田嘉文君）議員のご質問にお答えいたします。

ひきこもりについては長期にわたることが想定されます。委託にあたっては、箱物とならないように地域に密着した事業所、支援体制が整った事業所に委託できるよう今取り組んでおるところです。とらいあんぐるが今やったださっているんですけれども、委託を受けていただく事業所に、とらいあんぐるとしても今の全く手を離れてというわけではなく、続けてやりたいということやうてくださっていますので、委託させていただくであろう事業所にとらいあんぐるも一緒になって活動していただけるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）ありがとうございます。今、一生懸命やっただいてる団体がとらいあぐるも含めて幾つかございますので、その辺のところの調整をしっかりといただいてより良いものにしていただきたいと思ひます。

このひきこもり支援というのは本当にナイーブな問題を多く抱えておりますので、また利用者さんの中には、自分の一番近くの場所の居場所には行きたくないやというような方もいらっしやって、わざわざ市町を越えて遠くの居場所のほうに、他の地域の居場所のほうに通っていらっしやる方もいらっしやるというふうにはお聞きしておりますので、今、他市町、広域で連携を進めるために働きかけを進めていただいておりますけれども、何かその辺で今後いろんな、7月から始めていただいているということは大分進んでいるかなと思ひますけれども、連携を取っていただくのに何か問題点というのがもしお答えできるのであればお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）福祉課長。

○福祉課長（寺田嘉文君）ご質問の連携、1市3町、保健所も入りまして協議を進めておるところでございますが、かつらぎ町でも別の事業所もされておるとことで、その辺の調整で今、橋本市のほうでもよその市町で受けられたときに予算を確保しております、そちらのほうで対応をしてもらえるようにはしておるんですけども、よその市町から来られた方をどうするか等、そういったことについても協議を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）いろいろと様々、既

にやっけていらっしやる場所もございますし、そこを利用している利用者さんもございますので、いろいろ大変調整が難しいと思ひますけれども、より良いものになるようにしっかりと調整、時間もかけていただくようでございますので、エイヤーでやるのではなくて、その方たちに寄り添った形でより良い委託にさせていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

もう一点ですが、市の事業として委託をするということになりますと、これは決して民間の団体に丸投げをするということではなくて、あくまでも今までと同様に一次相談窓口は福祉課のほうに置くということですよね。福祉課も電話を取ってただつなぐというだけではなくて、市の施策の一つとして委託をするわけでございますから、他の関係機関との連絡調整であるとか、それから、その方が使える支援制度というのを熟知していないとなかなかできないと思ひますし、以前よりもしっかりと専門性を持った職員の配置も必要かと思ひます。

今調べてみますと、なかなか今の福祉課の人員体制では、ひきこもり支援の一次窓口をしっかりと施策として受けることによって、なかなかしんどい状況があるのではないかなというふうに懸念しておりますので、令和6年度から市の委託事業とすることになれば、今までの兼務していた人員ではなかなか難しい。もう少し専門性を持った職員の配置も必要ですし、人員の増員も必要だと思ひます。ひきこもりだけではなくて、ひきこもりをしている方に対するいろんな背景の問題もございまして、生活困窮であるとかいろんな緊急対応もありますし、各関係部署との連携が必要になってきますので、できるだけ新しい係の新設をして重層的に取り組んでいただける必要があると思ひますので、1年か

けてしっかりと検討をしていただけるということでございますが、職員の増員というか、新しい係をつくってやるという、そういうふうな思いというのはございませんか。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）土井議員の質問にお答えをします。

新しい係を新設するという事は、まずなかなか難しい。今の職員体制の中で、まして専門職を雇用して、結局5年に採用試験をやって6年という形では全く経験がない職員がやることとなりますし、今、私どもも技術職の募集をするんですけど、なかなか実態は来ていただけない。採用しても辞退があると、そういうふうな状況です。そういう中で、できるだけ1市3町とも連携をしながらどういう形で、橋本市としてどうやっていくんかと。まず一つ心配しているのは、そういう委託業者が橋本・伊都の中に実際にいるのかなという心配もありますし、とにかく今はできるだけ令和6年度からスタートできる体制を取っていった中で、まだまだとらいあんぐるにも頑張ってもらわないといけないと思いますし、一時、かつらぎ町と橋本市を一緒にしようかという当時の町長からお話を頂いたんですけど、どうしても民間同士の話し合いもうまくいかなかったような経緯もあります。

一挙に完全なものをつくり上げるのは難しいので、職員配置については人事異動の中で調整をしながらやっていきたいと思っております。係の新設はどうしても職員をかなり増やさないと、ほかから持ってくるとほかが足りなくなってきましたし、福祉関係、昨日も2番議員と5番議員でも、子育て関係、こども家庭庁ができる関係でいろいろ支援するという形になるんですけど、職員が足らんと思えば、保健師をまだ採用せなあかんのかと。そ

の辺の全体的な採用計画も見直さなあきませんで、できるだけまくひきこもり支援ができるように努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）市長自らお答えを頂きまして、ありがとうございます。市長もこの件に関しては大変お力を入れていただいておりますので重々承知しておりますけれども、人員がなかなか専門職も含めて足りないということでございますし、何とかいい方向に行っていたらなと思っております。

それでは次に、教育委員会との連携について少しお聞きしたいと思います。不登校との関連については、全てが不登校イコールひきこもりだということでは全くないんですけども、県のひきこもりに関する統計データ等を見ても、また全国的な調査におきましても、ひきこもりのきっかけが不登校というケースが多いのではないかなというふうに言われております。そこで、教育委員会との連携はどのようになっているのかなというのをお聞かせいただきたいです。ひきこもりの多くが10代から20代前半に生じているというケースもございますので、その辺の連携は教育委員会は今どのようにしているのかお答えいただけたらと思っております。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）土井議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校においては、月1回、子どもの出席状況というのを把握するという事を行っております。例えば、病気であっても、少し長期にわたって休まなあかんというようなこともあつたりします。月5日以上休むような状況があつたら、注視するというようなことを目的に取り組んでいることです。そういった状況が重なってくると不登校の傾向になってい

ったりする子どもさんもおられますので、それに対して学校がどんな取組をしているかという情報の情報も合わせた上で情報を集めております。そういった情報を基に、教育相談センター、臨床心理士が福祉部局との間でケース会議を定期的開催しております。そういうことで連携というのは今のところ行っております。

以上です。

○議長（小林 弘君）10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）先ほども申し上げましたけども、多くのひきこもりの発端となるのが10代から20代の前半に生じているということも言われていますし、中学校を卒業してから高校、大学、それから就職の年代の人々に当たると思いますし、今現在、その方たち、高校とか大学、就職の年代、それからその家族がなかなか継続して相談ができる体制がないということが問題になっております。高校に関しましては和歌山県との協力も大変重要になってくるかと思っておりますけれども、義務教育を終えた段階で気になる子どもたちを切れ目なく支援をしていくということが重要になってくるかと思っておりますが、今、高校との情報共有というのは必要と思うんですが、それはどのようになされているのですか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）中学校を卒業して高校へ進学する。そういった機会というのは、登校がなかなか難しい状況にあった子どもさんが登校していこうという気持ちになるチャンスでもあります。ですから、進学に際しては、中学校から高校へしっかり引継ぎをその辺りしているところがあります。そして、高校へ行った後のことについてはなかなか情報を定期的に交換するというような、そういったことはないんですけれども、やっぱり進学するにあたって丁寧につないでいくというこ

とについては取り組んでいるところです。

とにかくどこかにつながっておくという状況が大事だと思っておりますので、小・中学校の場合は学校または教育相談センター、ほかの機関というのもあるんですけれども、つながることが大事です。高校へ進学する際にもそのつながりが切れないような情報提供をするとか、その辺りは大事にしていきたいと考えているところです。

○議長（小林 弘君）10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）大事にしていきたいという部分を令和6年から委託事業として始めるにあたりまして、教育委員会としてもその辺りをしっかり連携ができるように県のほうにいろいろ働きかけもしていただいて、引き続き継続した支援というのができるように取組を教育長のお力でやっていただけたらなと思っておりますので、その辺よろしく願いをしておきます。

次に、委託が令和6年度から始まる計画で頑張っているということでございますが、来年度の補助金についてはどのようになるのかなという問題なんです。これを市長にお尋ねしたいんですけれども、今年度と同じく人件費が補助金の中から使えない、使うことのできない補助金であれば、なかなかやっぱり運営上しんどい部分もあると思っておりますし、ボランティアで本当に頑張っているんですけれども、なかなか若い人たちの育成というのか、そういうこともできにくい状況でございますので、1年間だけでもその補助金の中から人件費として別枠で何とか使えるような補助をしていく必要があるのかなと思うんですけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）土井議員の質問にお答

えをします。

多分、市単なんで人件費に使えへんということはないと思うんですけど、ただ、どの程度の人件費をまずお支払いをしていくんか。どれぐらい今出している補助金の中で人件費、とらいあぐるがどう考えられているんかというところの話ができていけませんので、その中でどういうふうにしていくかというのは考えてはいきたいと思います。

ただ、なかなか1年、令和5年度の話なんで、その辺を6年度から人件費も含めて支払えるようにしていくというのも一つの手かなというふうに思いますし、現状、とらいあぐるがどういう方向性で考えてて、どれぐらいの人件費を補助金に充ててほしいのか、足してほしいのかという協議もできてない状況なんで、本当にボランティアで熱心によく取り組んでいただいていますので、その辺の調整もした上で判断をしていきたいと思います。12月中にだいたい予算を組んでしまいますので、それも含めて担当課ととらいあぐるとも協議をして、どういうふうにしていくかというのを内部で決定していきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（小林 弘君）10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）ありがとうございます。市長はこの問題に関しては大変ご理解がありますので、いずれにしましてもひきこもり支援を市の施策の一つとして各関係部局が重層的に関わって、連携し取り組んでいただくことをお願いいたしまして、1項目めの質問を終わりたいと思います。

2項目め、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）質問項目2、公共機関や希望する事業所に筆談ボードの無料配布をに対する答弁を求めます。

副市長。

〔副市長（小原秀紀君）登壇〕

○副市長（小原秀紀君）公共機関や希望する事業所に筆談ボードの無料配布をについてお答えします。

まず一点目の本市での筆談ボードの設置箇所ですが、市役所では福祉課、いきいき健康課、市民課消費生活センターの3箇所です。しかしながら、筆談ボードを設置していない部署においても、必要に応じてホワイトボードや紙を用いて筆談を行い、聴覚や発語に不安のある方への配慮を行っているところです。

筆談をご利用される方の中には、備忘録として筆談の紙を持ち帰りたいと要望される方もいます。

次に二点目の今後の方向性ですが、市の関連施設については耳マークや「耳の不自由な方は筆談しますのでお申し出ください」の表示を掲示する等、聴覚や発語に不安のある方が意思表示しやすいよう受付窓口に表示を行い、筆談ボードについては各課の窓口に設置します。

一方、市内の各事業所については、事業所自らが障がい者への合理的配慮の一環として設置していただくべきものと考えており、無料配布を行う予定はありませんが、聴覚や発語に不安のある方に対して、情報保障やコミュニケーション支援として筆談ボードなどを設置いただけるようホームページや広報で周知するとともに、商工会、商工会議所や医師会・歯科医師会・薬剤師会に協力を求めながら市内事業所への啓発を行っていきたく考えますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）10番 土井君、再質問ありますか。

10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）私がこの質問のきっかけをすることになりましたのは、かつらぎ町が町内の事業所に筆談ボードを無料配布し

たという新聞記事、11月5日付なんですけども出ておりました。大変いいことなので本市においてもぜひ取り入れてほしいなと思ひまして、いろいろ調べさせていただきました。

かつらぎ町では、令和3年4月に、かつらぎ町手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例を制定されたところでした。その中で、2014年1月に日本が批准した障がい者の権利に関する条約の定義において、言語には音声言語だけでなく、手話、その他の形態の非音声言語が含まれるとしており、中途失聴者や難聴者など手話を日常的な言語としていない人にとって必要な要約筆記や視覚障がい者が必要とする点字、その他の多様なコミュニケーション手段があり、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の選択と利用の機会が保障されることが必要であるというふうに明記をされてございました。担当部署のお話では議員からの提案というのもありましたということで、また、この条例制定をもって今回はこのように筆談ボードを町内の希望する事業者に配布をすることになったのだということでもございました。

本市におきましては、平成29年4月より手話言語条例を施行し、手話ができる職員を正職員として配置するなど、手話教室の実施も積極的に行っていただいておりますし、ホームページなどでも手話のビデオの配信などもしてござっております。それから保健福祉センター内では既に耳マークを設置して、筆談ボードやホワイトボードを使って、聴覚や発話に不安のある方への配慮をしていただいておりますし、要約筆記も、今日もお越しいただいておりますけれども、大変橋本市は充実しているんだということもお聞きしております。誰もが障がいのあるなしにかかわらず、とにかく安心して、ともに

安心して暮らせる取組を進めていただいておりますことは、橋本市においては本当に大変ありがたいと感じているところでございますが、今回調べましたら、まだ本庁舎のほうとかには筆談ボードとか、それから耳マークというのがございませんでした。

この質問をするにあたり、耳マーク、それから「不自由な方は筆談しますのでお申し出ください」との表示をしていただけるということでもございますし、早速、筆談ボードも各担当課の窓口にありますということで、大変うれしいお答えを頂いておりますので感謝をいたしたいと思ひますが、ここで少し画像を見ていただきたいと思ひます。用意していただけますか。

これが、「耳の不自由な方は筆談いたしますのでお申し出ください」という耳マークと言われているものでございます。これは、保健福祉センターのほうにはきちんと窓口にはついております。保健福祉センターの総合窓口にもありました。2階の社会福祉協議会とか市民活動サポートセンターにも置いておりました。さすがですね。

次に筆談ボードなんですけど、これ、かつらぎ町が採用された筆談ボードでございます。橋本市が使っているのは、磁石でしゅっとしたら文字が消えるという、何回か繰り返し使えるというものなんですけど、かつらぎ町はこういう黄色の大変目立つ筆談ボードを採用されたということでもございました。これ、中を開けてみますと、このように指さしシートというのがありまして、簡単な質問は書かなくても指を指したらいろいろな答えが出てくるという、出てくるという分かるという、書かなくても必要性がないということですね。こういうなのもついてございまして、これは開いたところなんですけど、対面で片方が、こっち側はちょっと見にくいですが、こっち側

で質問者が書いて、こっち側でお答えをするという。1回ずつ消さなくても質問内容が文字となって残りますので、大変分かりやすいなというふうに感じました。

あと、こういうカードも、これは多分、橋本市でもあるかと思うんですが、後で聞きますが、この「耳が聞こえにくいので筆談をお願いします」というカード。この裏面に、「呼ばれても聞こえません。手で合図してください」という表裏でこういう文字表示があつて、こういうカードを希望者には配ったということでございます。これはちょっと袋に入れて見にくいですが、缶バッチも配布されたようでございます。

全体的にこの三つですよという形で見学をさせていただきました。筆談ボードなのでマーカーが要りますけれども、マーカーはどこでも売っているホワイトボード用のマーカーと同じでございますので大変安価で買えますし、この筆談ボード自体もいろいろネットで調べたら2,000円から、もう少し安いところもありましたけど、その辺ぐらいで買えますし、何回も使えるので、黄色ですから、ブックエンドみたいな形の中で立てておくと非常に目立って分かりやすいんですというふうにかつらぎ町ではおっしゃっていただいております。画像、結構でございます。

そこで質問なんですけど、先ほどかつらぎ町では缶バッチとかカードも希望者にお渡ししているということだったんですが、本市においては既にお配りいただいているのでしょうか。その辺のところをお教えください。

○議長（小林 弘君）福祉課長。

○福祉課長（寺田嘉文君）お答えいたします。

かつらぎ町で配られた分についてもやと思うんですけども、平成18年頃に県のほうでつくられまして各市町村に配ったということで聞いております。橋本市のほうでも缶バツ

チ等、筆談をお願いしたいということを希望される個人の方にお配りさせていただいております。

以上です。

○議長（小林 弘君）10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）ありがとうございます。さらに難聴者の方か途中失聴者の方が欲しいということであれば、それもまたお配りいただけたらというふうに思います。

それから、今回のお答えの中ではなかなか無料配布というのはできないけれどもということでもございましたけれども、各企業などに協力を求めて啓発を行うということをぜひお願いしたいんですけれども、文章だけでなく、先ほどお見せしたような具体的な筆談ボードの写真であるとか、そういう映像的な、画像的なものも含めて紹介をしていただいた上で、こういうのを置いてみませんかという形で紹介をぜひしていただきたいと思います。

無料配布をされたかつらぎ町におきましては、事業所の、経済界の中ではまだまだ浸透していないそうでございますが、やはり20以上の民間の医療機関、お医者さんですね、医院ですね、医療機関のほうからは申込みがあったようで、やっぱり病院に行ったりとか、そういうときになかなかご不便があるということでもございますので、本市におきましても、経済界をはじめ医師会、歯科医師会、薬剤師会にもしっかりと協力を求めて、ぜひとも具体的で分かりやすい啓発資料を作って、何とか皆さま方のご協力で、橋本市を挙げてこういう取組をしていただきたいと思いますという事は可能でしょうか。

○議長（小林 弘君）福祉課長。

○福祉課長（寺田嘉文君）おっしゃるとおり分かりやすく、そういう合理的配慮ができるという、事業所としてもイメージアップにつ

なろうかと思っておりますので、できるだけそういうのを取り入れていただけるような広報をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 弘君）10番 土井君。

○10番（土井裕美子君）今回の質問は筆談ボードの設置に特化した質問でございました。でも、これからは手話をはじめ、多様なコミュニケーション手段である要約筆記、それから点字、音声、拡大文字、平仮名表記、サイン、絵図、外国語表記などを積極的に取り入れていただいて、橋本市としても誰一人取り残さない社会の実現に向けて、全庁を挙げて今後も取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小林 弘君）10番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩をいたします。

（午前10時15分 休憩）
